

茨城県生活環境の保全等に関する条例に規定する悪臭特定施設

1	パルプ製造用蒸解施設及び回収ボイラー	茨城県へ届出
2	化製場等(魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥飼料等の製造の施設を含む。)に係る原料置場、蒸解施設及び乾燥施設	
3	家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置場、乾燥施設及び発酵施設(自家消費のためのたい肥製造に係るものを除く。)	水戸市へ届出
4	豚舎(豚(生後90日未満のものを除く。))の飼養に用いる同一敷地内のものであって、100頭以上飼養するものに限る。)	
5	鶏舎(鶏(生後30日未満のひなを除く。))の飼養に用いる同一敷地内のものであって、500平方メートル以上又は5,000羽以上飼養するものに限る。)	
6	鶏ふん乾燥機(生ふん処理能力が1日につき600キログラム以上のものに限る。)	